

# 国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

令和元年 6 月 1 3 日 (木)  
国土交通省 関東地方整備局  
建 政 部

## 記者発表資料

### 宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、株式会社 T A T E R U に対し、宅地建物取引業法に基づき聴聞を実施します。

詳細は別紙のとおりです。

#### 発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ  
竹芝記者クラブ  
横浜海事記者クラブ  
神奈川建設記者会

#### 問い合わせ先

建政部 建設産業第二課長 ありま 有馬 しょうご 正吾 (内線6651)  
建設産業第二課長補佐 はせべ 長谷部 のりひこ 至彦 (内線6652)  
電 話 048-601-3151 (代表)

令和元年6月13日  
関東地方整備局

## 宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、下記のとおり株式会社TATERUに対し、宅地建物取引業法第69条第1項の規定に基づく聴聞を実施しますのでお知らせします。

また、本聴聞は宅地建物取引業法の規定により公開にて行います。

### 記

1 期 日 令和元年6月21日（金）14時00分

2 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1  
さいたま新都心合同庁舎2号館5階 共用中会議室503

3 被聴聞者 株式会社TATERU 代表取締役 古木 大咲

4 予定される不利益処分の内容  
宅地建物取引業法第65条第2項第5号に基づく業務停止

5 不利益処分の原因となる事実の概要

(株)TATERUは、遅くとも平成27年7月頃から平成30年7月頃にわたり、東京都（13件）、千葉県（23件）、埼玉県（23件）、神奈川県（6件）、愛知県（88件）、京都府（16件）、大阪府（91件）、兵庫県（46件）、福岡県（23件）及び熊本県（7件）所在の336件の宅地について、自ら売主として売買契約を締結し、又は媒介により宅地の売買契約を成立させるにあたり、営業部長、部長代理を中心とする31名が、金融機関から融資承認を得る目的で買主が提出した融資審査に必要な自己資金を示す証憑を改ざんした上で、これを金融機関に提出して、融資承認を得させた。

このことは、宅地建物取引業法第65条第2項第5号に該当する。

6 その他

(1) 聴聞出席者について

行政手続法（平成5年法律第88号）第21条の規定により、被聴聞者（参加人を含む。）は、聴聞の出頭に代えて主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類を提出することができるため、聴聞を被聴聞者の出席なく行うことがあります。